

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要

・改正対象

以下の 32 本の政令の一部を改正する。

- 証券取引法施行令（昭和 40 年政令 321 号）
- 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）
- 中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令 43 号）
- 農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令 271 号）
- 信用金庫法施行令（昭和 43 年政令 142 号）
- 銀行法施行令（昭和 57 年政令 40 号）
- 長期信用銀行法施行令（昭和 57 年政令 42 号）
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和 57 年政令 44 号）
- 労働金庫法施行令（昭和 57 年政令 46 号）
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令 31 号）
- 水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令 328 号）
- 保険業法施行令（平成 7 年政令 425 号）
- 農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令 285 号）
- 信託業法施行令（平成 16 年政令 427 号）
- 国民生活金融公庫法施行令（昭和 24 年政令 121 号）
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）
- 勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令 332 号）
- 外国為替令（昭和 55 年政令 260 号）
- 対内直接投資等に関する政令（昭和 55 年政令 261 号）
- 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成 4 年政令 45 号）
- 21 日本銀行法施行令（平成 9 年政令 385 号）
- 22 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成 11 年政令 14 号）
- 23 国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令 266 号）
- 24 日本政策投資銀行法施行令（平成 11 年政令 271 号）
- 25 疑わしい取引の届出に関する政令（平成 11 年政令 389 号）
- 26 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成 11 年政令
403 号）
- 27 財政融資資金法施行令（平成 12 年政令 360 号）
- 28 資産の流動化に関する法律施行令（平成 12 年政令 479 号）

- 29 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成 12 年政令 484 号）
- 30 確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令 248 号）
- 31 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成 14 年政令 261 号）
- 32 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成 17 年政令 199 号）

証券取引法施行令の一部改正（1 条）

1. 題名

題名を「金融商品取引法施行令」とする。

2. 有価証券の定義

金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券として、学校法人等が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）であって一定の事項を表示する証券又は証書を追加する（改正案 1 条）。

金融商品取引法 2 条 2 項 5 号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分）の包括的定義は基本的に金銭出資に係る権利を対象としているが、有価証券・手形の出資に係る権利や、他のスキームにより出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した一定の物品の再出資に係る権利は、当該定義に該当するものとする（改正案 1 条の 3）。

出資者全員が出資対象事業に関与している場合として集団投資スキーム持分の包括的定義から除外されるものの要件を定めるほか、当該定義から除外される権利として、保険・共済契約に係る権利、国内法人（有限責任中間法人を除く。）への出資等に係る権利、分収林契約に基づく権利、弁護士・公認会計士・税理士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利等を定める（改正案 1 条の 3）。

金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）として、学校法人等に対する貸付債権であって、利率等が同一で複数の者が行う有利子貸付け等であり、かつ、在校生その他利害関係者以外の者が行う貸付けに係るものであること等の要件に該当するものを追加する（改正案 1 条の 3 の 2）。

3. 有価証券の募集・売出しの定義

金融商品取引法 2 条 2 号各号の権利（みなし有価証券）の取得勧誘により、500 名以上の者が当該有価証券を取得することとなる場合は、有価証券の募集に該当

するものとする（改正案 1 条の 7 の 2 ）。

有価証券の売出しの定義から、取引所金融商品市場における有価証券取引及び私設取引システム（PTS）における上場有価証券等の取引を除外する（改正案 1 条の 7 の 3 ）。

金融商品取引法 2 条 2 号各号の権利（みなし有価証券）の売出し勧誘により、500 名以上の者が当該有価証券を取得することとなる場合は、有価証券の売出しに該当するものとする（改正案 1 条の 8 の 2 ）。

4 . 金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から、以下の行為等を除外する（改正案 1 条の 8 の 3 ）。

イ 国、地方公共団体及び日本銀行等が行う行為

ロ 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。）等のうち、デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社を相手方とするもの

ハ 自己運用（金融商品取引法 2 条 8 項 15 号）のうち、商品投資受益権を有する者から出資又は拠出を受けた金銭等の全部を充てて行う一の法人への出資であって、当該法人が商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る投資判断を一任すること等の要件を満たすもの

その行う自己募集（金融商品取引法 2 条 8 項 7 号）が金融商品取引業に該当することとなる有価証券として、信託受益権等（受託者が発行者とされるものを除く。）であって商品投資又は一定の物品の取得・譲渡・使用等により運用することを目的とするものを追加する（改正案 1 条の 9 の 2 ）。

自己募集を行った投資信託受益証券等についての転売を目的としない買取りの業務を、金融商品取引業に追加する（改正案 1 条の 12 ）。

5 . デリバティブ取引の定義

クレジット・デリバティブ取引の支払事由として、法人でない者の信用状態に係る事由や、異常な自然現象、戦争等その他の事由を追加する（改正案 1 条の 13 ・ 1 条の 14 ）。

店頭デリバティブ取引の定義から、預金に付随する通貨オプション取引、保険・共済契約、債務保証契約及び損害担保契約を除外する（改正案 1 条の 15 ）。

デリバティブ取引の参照指標（「金融指標」）として、気象庁等が発表する各種観測成果に係る数値や、国民経済計算又は統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査等の数値を追加する（改正案 1 条の 18 ）。

6 . 組織再編成に係る開示規制

会社の組織に関する行為であって、それに伴う有価証券の交付が開示規制の対

象となるもの（組織再編成）として、株式移転を指定する（改正案 2 条）。

組織再編成に係る開示規制の対象者（組織再編成対象会社）として、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社となる会社を指定する（改正案 2 条の 2）。

組織再編成に係る開示規制の対象として、組織再編成対象会社が発行者である新株予約権証券、新株予約権付社債券・優先出資証券等を指定する（改正案 2 条の 3）。

組織再編成に伴う有価証券の新規発行であって開示規制の対象となるもの（特定組織再編成発行手続）及び組織再編成に伴う既発行有価証券の交付であって開示規制の対象となるもの（特定組織再編成交付手続）の範囲は、金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券に係るものである場合には組織再編成対象会社株主等が 50 名以上である場合とし、金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）に係るものである場合には組織再編成対象会社株主等が 500 名以上である場合とする（改正案 2 条の 4 ～ 2 条の 7）。

7. 企業内容等の開示制度

集団投資スキーム持分のうち、出資額の 100 分の 50 を超える額を有価証券投資する事業を出資対象事業とするものを、開示規制の対象とする。これに類する金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（各種年金制度に係る信託の受益権及び一定の要件を満たす商品投資受益権等を除く。）についても、同様とする（改正案 2 条の 9 ・ 2 条の 10）。

上記 2 の有価証券を、開示規制の対象とする（改正案 2 条の 10）。

取締役等にストック・オプション（新株予約権証券等）を付与する場合又は発起設立により会社を設立する場合には、有価証券の募集又は売出しの定義に該当する場合であっても、届出を要しないこととする（改正案 2 条の 12）。

特定有価証券（投資判断に重要な影響を及ぼす情報が、発行者が行う資産運用事業等であるもの）の範囲は、特定目的会社の発行する特定社債券・優先出資証券等、特定目的会社の受益証券、投資信託・外国投資信託の受益証券、投資法人・外国投資法人の発行する投資証券・投資法人債券等、受益証券発行信託の受益証券（有価証券信託受益証券（特定有価証券に係る権利の内容を受益権の内容とするもの）を含む。）及び抵当証券等とする（改正案 2 条の 13）。

株券又は優先出資証券に係る募集又は売出しに際して有価証券届出書を提出したことにより有価証券報告書の提出をしなければならない会社は、直近 5 事業年度のすべての末日における株券又は優先出資証券の所有者数が 300 名に満たない場合には、承認を受けることにより、当該提出義務を免除することとする（改正案 3 条の 5）。

有価証券報告書の記載内容に係る確認書を提出しなければならない会社の範

困は、上場有価証券又は店頭売買有価証券のうち、株券、優先出資証券、株券・優先出資証券の性質を有する外国の証券・証書、これらの有価証券を信託財産とする有価証券信託受益証券又はこれらの権利を表示する預託証券・証書の発行会社とする（改正案4条の2の5）。

内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲は、上記と同様とする（改正案4条の2の7・36条）。

四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲は、上記と同様とする（改正案4条の2の10）。

事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間のうち最後の期間（第4四半期）は、四半期報告書の提出義務の対象としないこととする（改正案4条の2の10）。

四半期報告書は、各期間経過後45日以内に提出するものとする。ただし、銀行、保険会社にあつては、第2四半期については当該期間経過後60日以内、他の期間については当該期間経過後45日以内に提出するものとする（改正案4条の2の10）。

8. 金融商品取引業の規制

登録申請書記載事項である重要な使用人の範囲は、法令等遵守指導業務の統括者等、投資助言又は投資運用部門の統括者等及び投資助言・代理業に関する営業所等の統括者等とする（改正案15条の4）。

最低資本金要件を、以下の通り定める（改正案15条の7）。

イ 主幹事会社として元引受業務を行おうとする場合は、30億円

ロ 元引受業務を行おうとする場合（イの場合を除く。）は、5億円

ハ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業（損失の危険の管理の必要性の高い行為を行おうとする場合に限る。）及び投資運用業を行おうとする場合（イ・ロの場合を除く。）は、5,000万円

ニ 第二種金融商品取引業を行おうとする場合（イ～ハの場合を除く。）は、1,000万円

私設取引システム（PTS）運營業務の認可に係る最低資本金要件は、3億円とする（改正案15条の11）。

営業保証金の額は、以下の通りとする（改正案15条の12）。

イ 第二種金融商品取引業を行う個人（損失の危険の管理の必要性の高い行為を行う者に限る。）は、5,000万円

ロ 第二種金融商品取引業を行う個人（イの者を除く。）は、1,000万円

ハ 投資助言・代理業のみを行う者は、500万円

取締役の兼職制限や弊害防止措置規制の適用範囲を画する「親法人等」の範囲は、その親会社等、親会社等の子会社等、親会社等の関連会社等及び特定個人株主（当社の50%超の議決権を保有する個人）が一定以上の議決権を保有する会社

等とし、「子法人等」の範囲は、その子会社等及び関連会社等とする。この場合における「親会社等」及び「子会社等」の範囲はいわゆる実質支配力基準によることとし、「関連会社等」の範囲はいわゆる実質影響力基準によることとする（改正案 15 条の 16）。

9. 金融商品取引業者等の行為規制及び特定投資家制度

特定投資家に移行した一般投資家が投資顧問契約又は投資一任契約を締結した場合において、当該投資家を特定投資家とみなして投資助言業務又は投資運用業に係る行為規制を適用除外するのは、当該移行に係る期限日（当該投資家の更新申出に基づき、所要の手続を経て改めて特定投資家への移行がされた場合は、当該更新申出に係る期限日）までの間に限る旨を明確化する（改正案 15 条の 24）。

広告等の表示事項として、手数料等の情報、保証金等の情報、取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報（その旨及び比率）、指標の変動を直接の原因として損失が生ずるリスクがある場合の情報（その旨、原因となる指標及び理由）及び当該損失額が保証金等の額を上回るリスクがある場合の情報（その旨、原因となる指標及び理由）等を追加する（改正案 16 条）。

書面による解除（クーリング・オフ）の規定の対象となる契約は、投資顧問契約とする（改正案 16 条の 3）。

不招請勧誘の禁止規定の対象は店頭金融先物取引とし、勧誘受諾意思不確認勧誘及び再勧誘の禁止規定の対象は金融先物取引とする（改正案 16 条の 4）。

金融商品取引業者等（投資運用業を行う者）がその運用権限を再委託できる者は、他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者）又は外国において投資運用業を行う外国法人とする（改正案 16 条の 12）。

10. 金融商品取引業者等の経理

金融商品取引業者による説明書類の公衆縦覧は、事業年度経過後 4 月（外国法人等が 4 月以内に公衆縦覧を開始することができないと認められる場合は、当局の承認を受けた期間）を経過した日から開始するものとする（改正案 16 条の 17）。

外国法人等である金融商品取引業者等による事業報告書の提出期限は、事業年度経過後 3 月（外国法人等が 3 月以内に提出することができないと認められる場合は、当局の承認を受けた期間）以内とする（改正案 16 条の 18）。

11. 外国業者に関する金融商品取引業規制の特例

外国証券業者が行う有価証券関連業の特例として、勧誘をすることなく、国内の者の注文を受け、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業を行う者）の代理・媒介により、国内の者を相手方として取引（店頭デリバティブ取引にあっては、デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を

有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社を相手方とするものに限る。)を行えることを定める(改正案 17 条の 3)。

外国証券業者による引受業務の許可に係る最低資本金要件は、5 億円に相当する額とする(改正案 17 条の 7)。

外国証券業者による取引所取引業務の許可に係る最低資本金要件は、5,000 万円に相当する金額とする(改正案 17 条の 9)。

外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が、登録を受けずに投資助言業務又は投資運用業を行うことができる相手方として、投資運用業を行う登録金融機関を追加する(改正案 17 条の 11)。

12. 適格機関投資家等特例業務の特例

集団投資スキーム持分の私募又は自己運用を行う者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用する要件は、当該集団投資スキームの出資者に 1 名以上の適格機関投資家があり、適格機関投資家以外の者(一般投資家)が 49 名以下に限られることとする(改正案 17 条の 12)。

適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件として、集団投資スキーム持分を取得する者が適格機関投資家である場合には、当該権利の一般投資家への譲渡が禁止されていることを求める。また、集団投資スキーム持分を取得する者が一般投資家である場合には、一括譲渡以外の譲渡が禁止され、かつ、6 月以内に発行された同種の新規発行権利を取得した一般投資家の人数との合計が 49 名以下であることを求める(改正案 17 条の 12)。

適格機関投資家等特例業務の届出事項である重要な使用人の範囲は、上記 8 と概ね同内容とする(改正案 17 条の 13)。

13. 外務員制度

外務員登録の対象行為として、金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券に係るもの以外の市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引関係の行為を追加する(改正案 17 条の 14)。

14. 金融商品仲介業者

広告等の表示事項について、上記 9 と概ね同内容を定める(改正案 18 条)。

15. 金融商品取引業協会

認定投資者保護団体の認定について、申請書記載事項等のほか、特定認定業務(他法令の規制対象業務であって、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されるものに関する苦情の解決又はあっせん)を行おうとする団体の認定に係る関係大臣への協議等を定める(改正案 18 条の 4 の 3)。

16. 投資者保護基金

有価証券関連業を行う金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行わない者は、基金への加入義務を負わない旨を定める（改正案 18 条の 7 の 2）。

17. 金融商品取引所

認可を受けて株式会社金融商品取引所の議決権の 20%以上 50%以下を取得・保有できる者は、地方公共団体とする（改正案 19 条の 3 の 3）。

株式会社金融商品取引所がその発行する有価証券を上場する場合に承認を要する市場として、外国金融商品市場等を追加する（改正案 19 条の 3 の 4）。

18. 有価証券の取引等に関する規制

いわゆる短期売買規制（上場会社等の特定有価証券の売買を行った場合の報告義務、短期売買利益の返還規定の適用）やインサイダー取引規制の対象となる有価証券の範囲に、株券等を信託財産とする有価証券信託受益証券を加える（改正案 27 条の 2 ~ 27 条の 4、32 条 ~ 33 条の 2）。

外国の法令に基づいて設立された団体であって、民法上の組合、投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合に類似するものが上場会社等の議決権の 10%以上を保有する場合には、その組合員に対して、いわゆる短期売買規制を適用する（改正案 27 条の 8）。

19. 農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等

信託受益権又は集団投資スキーム持分であって商品投資又は一定の物品の取得、譲渡若しくは使用等により運用することを目的とするものに係る販売・勧誘業務（商品投資関連業務）に関し、農林水産大臣及び経済産業大臣に対して行う協議（内閣府令を定める場合及び処分を行う場合）又は通知（届出等があった場合）について、所要の事項を定める（改正案 37 条）。

関係政令の廃止（2 条）

以下の 4 本の政令を廃止する。

外国証券業者に関する法律施行令（昭和 46 年政令 267 号）

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和 61 年政令 333 号）

抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和 63 年政令 196 号）

金融先物取引法施行令（平成元年政令 53 号）

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正（3条）

1. 総則

委託者指図型投資信託の委託者が運用指図権限を委託できる相手方は、上記9の者又はそれ以外の信託会社等（有価証券等以外の資産に対する投資運用指図に限る。）とし、当該投資信託財産の受託者は除くものとする（改正案2条）。

特定資産の定義規定について、金融商品取引法における有価証券及びデリバティブ取引関係の定義の見直しを踏まえて、所要の整備を行う（改正案3条）。

証券投資信託の定義は、投資信託財産の2分の1を超える額を金融商品取引法2条1項の有価証券に投資運用すること（金融商品取引法2条1項の有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする（改正案5条・6条）。

2. 委託者指図型投資信託

委託者指図型投資信託の委託者の要件として、外国法人である金融商品取引業者を委託者とする場合には、当該外国法人が国内に営業所等を有することを求める（改正案9条）。

投資信託委託会社が利益相反のおそれがある取引を行い、又は運用指図を行った場合における書面交付義務について、当該取引が不動産関係取引である場合には、同種の資産を投資対象とするすべての投資信託財産の全受益者への書面交付を求める。また、当該取引が一定の有価証券取引や店頭デリバティブ取引等である場合は、当該運用指図を行った投資信託財産の全受益者への書面交付を求める（改正案19条）。

3. 外国投資信託

国内において外国投資信託受益証券の募集の取扱い等が行われる場合には、原則として発行者から国内当局への届出が義務付けられるが、当該受益証券が金融商品取引所に上場され、又は金融商品取引所が当該受益証券の上場を承認した場合は、当該届出義務を除外する。また、一定の受益証券についての外国金融商品市場における取引の媒介・取次ぎ・代理や適格機関投資家を相手方として行う売付け等（第一種金融商品取引業を行う者が行うものに限る。）が行われる場合も、当該届出義務を除外する（改正案30条）。

4. 投資法人

短期投資法人債の発行により調達した資金を充てて取得が認められる特定資

産の範囲は、不動産等（不動産・不動産の賃借権・地上権）不動産等のみを信託する信託の受益権、不動産等のみへの投資運用を行う匿名組合出資持分及び不動産等のみを特定資産とする特定目的会社の資産対応証券とする（改正案 98 条の 2）。

投資法人の設立企画人が行う投資証券の募集等に関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記 9 に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う（改正案 121 条）。

資産運用会社の要件として、登録投資法人の資産運用業務を外国法人である金融商品取引業者に委託する場合には、当該外国法人が国内に営業所等を有することを求める（改正案 122 条）。

5．外国投資法人

国内において外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合には、原則として発行者から国内当局への届出が義務付けられるが、その特例として、上記 3 と概ね同内容を定める（改正案 128 条）。

6．不動産投資信託・不動産投資法人についての特例等

金融庁長官は、不動産投資信託・不動産投資法人に係る投資運用（特定投資運用行為）を業として行おうとする者の登録又は承認手続に際して、国土交通大臣の意見を聴くものとする（改正案 129 条）。

金融商品取引業者が委託者指図型投資信託・投資法人の資産を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する場合における金融商品取引法の規定の適用等について、所要の整備を行う（改正案 130 条）。

不動産に関し国土交通大臣に対して行う協議（内閣府令を定める場合及び処分を行う場合）又は通知（届出等があった場合）について、所要の事項を定める（改正案 132 条）。

7．その他

その他、投資信託委託業及び投資法人資産運用業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

．銀行法施行令等の一部改正（4 条～15 条）

銀行が行う特定預金等の受入れなど、金融商品取引法と販売・勧誘ルールが準用される業務等についての広告等の表示事項として、上記 9 に準じた事項を定める。

その他、信託業法施行令において信託受益権販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

.商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成4年政令45号)

の一部改正(21条)

商品投資の定義には、一定の物品(指定物品)の取得、譲渡又は使用等による運用が含まれているところ、当該物品の政令指定を行わないこととする。

商品投資顧問業者の最低資本金要件を、5,000万円とする(改正案5条)。

その他、商品投資販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

.疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正(26条)

金融商品取引業者及び特例業務届出者に対して、疑わしい取引の届出義務を適用する(改正案1条・2条)。

.資産の流動化に関する法律施行令の一部改正(29条)

特定目的会社が行う資産対応証券の募集等及び特定譲渡人(オリジネーター)が行う特定目的会社の資産対応証券の募集等の取扱いに関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記9に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正案47条・47条の2)。

原委託者(オリジネーター)が行う特定目的信託の受益証券の募集等に関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記9に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正案72条・72条の2)。

.金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正(30条)

金融商品の販売等に関する法律の対象取引に、海外商品市場の開設者の定める基準・方法に従って行う商品関係の先物取引、オプション取引、指数等オプション取引及びスワップ取引等を追加する(改正案5条)。

金融商品販売業者等の説明義務の対象となる顧客から、特定投資家(特定投資

家に移行した一般投資家を含み、一般投資家に移行した特定投資家を除く。)を除外する(改正令案8条)。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正(32条)

金融商品取引業者及び特例業務届出者を本人確認義務の対象事業者として追加し、当該義務を適用する(改正案1条~3条)。

XI. その他(経過措置)

施行の際現にデリバティブ取引に係る金融商品取引業を行っている者(みなし登録業者等を除く。)は、施行日から6月間は、登録を受けずに当該業務を行うことを許容する(附則10条)。

施行の際現に旧有価証券につき自己募集及び自己運用を行っている者(みなし登録業者等を除く。)は、施行日から6月間、登録を受けずに当該業務を行うことを許容する(附則11条)。

中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行が各組織法に基づき金融商品取引行為を行う場合は、当分の間、登録義務の適用を除外しつつ、金融商品取引法上の所要の行為規制を適用する。(附則12条~15条)